

第3節 道 路

1 道路計画

(1) 道路の種類

開発許可に係る道路は、法の趣旨から原則として公共団体に移管される公道とすべきです。

公道については、道路法による基準（道路構造令）が適用されることになりますので、開発行為によって設置される道路は原則として道路構造令に準拠して下さい。また、天草市には、「天草市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例」がありますので、市道とする場合には、関係課（天草市土木課）と十分協議を行い道路構造等の計画を進めてください。

なお、開発行為による道路の種類を道路構造令の基準と対照すれば、表4-3-1のように位置づけられます。

表4-3-1 道路の種類

道路の種類	道路構造令の基準			備 考	
	種別 級別	計画交通量 (台/日)	設計速度 (km/h)	標準幅員	開発規模
主要幹線街路	4種1級	10,000以上	60	20m以上	50ha以上
幹線街路	4種2級	4,000～10,000	60, 50, 40	12～18m	20ha以上
補助幹線街路	4種3級	500～4,000	50, 40, 30	9m	3ha以上
区画街路	4種4級	～500	40, 30, 20	4～6m	

- 主要幹線街路 : 都市圏及び都市内の骨格となるとともに、高速自動車道を補完して都市間相互を連絡する街路
幹線街路 : 開発区域の骨格となるもので、近隣住区を形成する街路及び住区内の主要道路
補助幹線街路 : 開発区域の近隣分区あるいは隣保区を形成し、幹線街路に連絡する道路
区画街路 : 開発区域の区画を形成し、画地の交通の用に供する街路
特殊街路 : 歩行者、自転車道等

(2) 道路配置計画（令第25条第1号）

道路配置は、開発区域内の交通を支障なく処理するとともに開発に起因して発生する交通によって開発区域外の道路の機能が損なわれるものであってはならず、周辺の道路と一体となって機能が有効に発揮できるよう計画される必要があります。

したがって、開発区域の周辺に既設道路があり、それに接続できるよう配慮することによって交通処理上効果があると考えられる場合は、開発区域内だけの計画にとどまらず区域外の道路との関連や将来計画も合わせて検討してください。

(3) 幹線街路網等の配置

街路網等の配置計画については、次の事項に適合させなければなりません。

- ① 補助幹線街路及び区画街路は、通過交通が入り込まないような配置とすること。
- ② 主要幹線街路が開発区域内を通る場合は、側道、植樹帯等の環境施設帯を設けること。また、幹線街路は、必要に応じて植樹帯を設けるよう配慮すること。
- ③ 開発区域内の幅員9m以上の道路は、歩車道が分離されていること。

（令第25条第5号）

(4) 予定建築物等の敷地が接する道路の幅員（令第25条第2号）

予定建築物等の敷地が接する道路の幅員（図4-3-1参照）は、路線として表4-3-2に掲げる規定値以上とします。

ただし、次のア～ウのいずれかに該当し、通行上支障がない場合は、特例値まで縮小できるものとします。

なお、開発行為における予定建築物等の敷地に接する道路の幅員は、開発区域内の道路はもちろんのこと、建築物の敷地が直接開発区域外の道路と接する場合もこの基準の対象となります。

ア 令第25条第2号括弧書該当

「小区間」とは、次の場合とします。

- ① 両端が幅員6m以上の道路に接続しており、その延長が120m未満である場合
- ② 道路の延長が35m未満である場合

※ 住宅用の開発で両端が既存の幅4m以上6m未満の道路に接続しており、その延長が120m以下の場合は、小区間に準ずるものとする。（ただし道路幅員は5m以上とする）

イ 令第25条第2号のただし書該当

以下のいずれにも該当しなければなりません。

- ② 開発区域外の既存道路に直接接して行われる一敷地の単体的な開発行為であること。

- ③ 道路の有効幅員（※有効幅員とは、車両通行上支障のない道路幅員のことである。）が4m以上で、予定建築物の建築後に想定される交通量の増加及び通行車両の規模について、当該既存道路の道路管理者等が次のようなことから判断して支障がないと認めた場合であること。

- i) 通過交通が少なく、かつ、1日当たりの交通量も少ないこと。
- ii) 予定建築物等の用途が、多数の車両の出入りが見込まれるものでないこと。
- iii) 大型車両が多数通行する場合は、大型車両同士が安全に離合できること。
- iv) 歩行者交通の多い道路にあっては、歩行者が安全に通行できること。

- ④ 環境の保全及び災害の防止に支障がないこと。

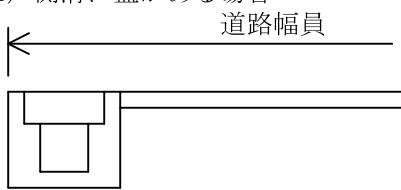
- ④ 地形上又は土地利用の状況から、道路の拡幅が著しく困難であること。

ただし、①～④のいずれにも該当する場合であっても商業施設や社会福祉施設などの業務系施設のうち、多数の人が利用する施設の開発許可等に際しては、接道要件・主要幹線道路までのアクセス道路要件等として、原則として6m以上の道路の有効幅員の確保を許可の要件とします。

この趣旨は、多数の人が利用する社会福祉施設などにおいて、緊急自動車による入所者等の搬送に際し、当該道路の一端に車両が止めてあるなどの日常的に起これり得るリスクを考えた場合であっても、支障なく通行できることを想定し、有効幅員を原則として6m以上確保することを要件としたものです。

図4-3-1 道路幅員

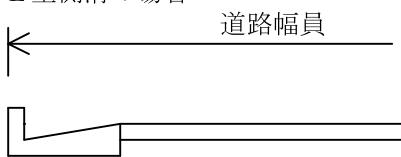
A) 側溝に蓋がある場合



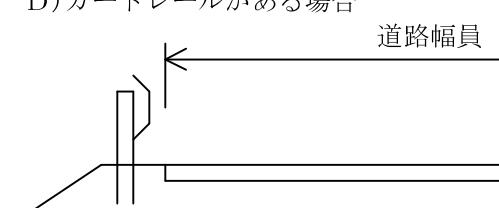
B) 側溝に蓋がない場合



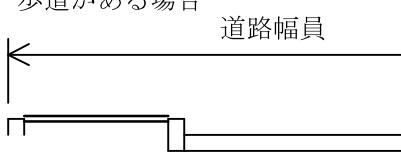
C) L型側溝の場合



D) ガードレールがある場合



E) 歩道がある場合



※ 有効幅員とは、車両通行上支障のない道路幅員のことであり、電柱や標識等路上工作物を設置する場合はこれを除いた幅員のことである。

表4-3-2 予定建築物等の敷地が接する道路の幅員

種 別	道 路 幅 員	規 定 値	特 例 値 (有効幅員)
住 宅 用 の 開 発	6 m	4 m	
住宅以外で敷地が1,000m ² 未満の開発	6 m	4 m	
そ の 他 の 開 発	9 m	4 m	

住宅用の開発で、両端が既存道路（幅員4m以上、6m未満）に接続し、その延長が120m以下の区画道路の場合は、小区間に準ずるものとして、特例値は5mとする。（平成18年5月1日から適用）

※建築基準法第42条2項道路で路線として幅員が4m無いものは、有効幅員4mとは判断しません。

(5) 開発区域外道路との接続（令第25条第4号）

開発区域内の主要な道路は、表4-3-3に掲げる規定値以上の幅員を有する開発区域外の道路に接続しなければなりません。

ただし、開発区域周辺の道路状況によりやむを得ないと認められるときは、車両の通行に支障がない範囲で特例値まで縮小することができますが、原則として開発区域が接する部分は規定値まで拡幅してください。

なお、車両の通行に支障のない範囲とは、以下のようなことから道路管理者等が判断した場合とします。

- i) 通過交通が少なく、かつ、1日当たりの交通量も少ないと認められると、車両の通行に支障がない範囲で特例値まで縮小することができますが、原則として開発区域が接する部分は規定値まで拡幅してください。
- ii) 予定建築物等の用途が、多数の車両の出入りが見込まれるものでないこと。
- iii) 大型車両が多数通行する場合は、大型車両同士が安全に離合できること。
- iv) 歩行者交通の多い道路にあっては、歩行者が安全に通行できること。

表4-3-3 開発区域外の接続道路の幅員

種 別	道 路 幅 員	規 定 値	特 例 値 (有効幅員)
住宅用（住居系）の開発	6. 5 m	4. 0 m	
業務系の開発	9. 0 m	6. 0 m	
その他の開発	9. 0 m	4. 0 m	

※建築基準法第42条2項道路で路線として幅員が4m無いものは、有効幅員4mとは判断しません。

(6) 開発区域内の道路の幅員（令第25条第5号）

開発区域内の幅員9m以上の道路は、歩車道が分離されていること。

(7) 公安委員会との協議

道路法第95条の2では、道路を新設又は接続する場合において道路管理者は公安委員会の意見を聞かなければならぬこととされています。

開発行為による道路についてもこれに準ずることとなりますので、道路管理者に対して公安委員会と協議するよう依頼する必要があります。

2 道路の構造

開発行為により新設又は改築する道路は、原則として道路構造令に準拠して設計してください。

(1) 歩 道

- ア 歩道の幅員は2.0m以上、自転車歩行者道の幅員は3.0m以上を標準とします。
- イ 歩道は、縁石線、防護柵等によって車道から分離しなければなりません。
- ウ 歩道に植樹帯を設置する場合は、歩道の幅員に1.5mを加えた値とし、植樹枠を設ける等の構造としてください。

(2) 横断勾配（規則第24条第1号）

道路の横断勾配は、片勾配を附する場合を除き路面の種類に応じ表4-3-4に掲げる値を標準とします。

表4-3-4 道路横断勾配

区分	路面の種類	横断勾配(%)
車道	市道基準条例第23条第2項の基準に適合する舗装道	1.5～2.0
	上記以外の路面	3.0～5.0
歩道、自転車道	路面の種類を問わず	2.0

(3) 平面線形

平面線形の設計については、まず走行上安全であることが大前提であり、道路の曲線部においても直線部と同様安定して快適な走行ができるような曲線の最小半径で計画するべきです。

(4) 平面交差

交差点の設計に当たっては、安全性と交通容量を確保するために、次の原則を守ってください。

- ① 交差点の枝数は4以下とすること。
- ② 見通しのよい交差点で主交通が直進となるようにすること。
- ③ くい違い交差や斜め交差などの変形交差点は避けること。
- ④ 交差点は直角交差とし75°未満の交差角は避けること。
ただし、特にやむを得ない場合には、60°以上とすることができるものとする。
- ⑤ 曲線部における幹線街路相互の交差はできるだけ避けること。
- ⑥ 交差点における隅切りの長さ（斜長）は、交差する道路種別に応じ表4-3-5に示す値以上とすること。
- ⑦ 隅切りは原則両側とするが、やむを得ず片隅切りとなる場合は図4-3-2によること。

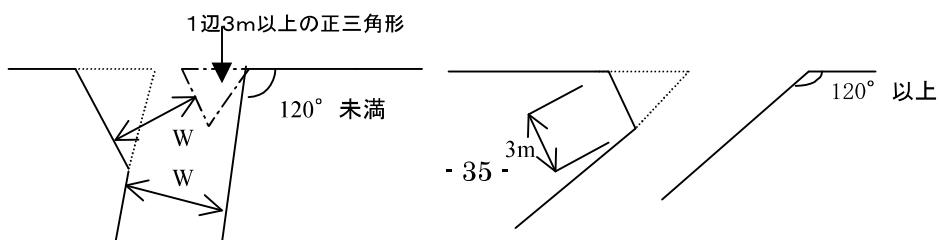
表4-3-5 隅切り長さ（規則第24条第6号）（構造令標準値：90°）

道路の区分及び道路幅員			主要幹線街路	幹線街路	補助幹線街路	区画街路
			20m以上	18m～12m	9m	6m～4m
主要幹線街路	20m以上	90°前後 60°以下 120°以上	12.0 15.0 8.0			
幹線街路	18m～12m	90°前後 60°以下 120°以上	10.0 12.0 8.0	10.0 12.0 8.0		
補助幹線街路	9m	90°前後 60°以下 120°以上	5.0 6.0 4.0	5.0 6.0 4.0	5.0 6.0 4.0	
区画街路	6m～4m	90°前後 60°以下 120°以上	3.0 4.0 2.0	3.0 4.0 2.0	3.0 4.0 2.0	3.0 4.0 2.0

図4-3-2 片隅切り

A) 交差角120°未満の場合

B) 交差角120°以上の場合



(5) 縦断計画（規則第24条第3号）

道路の縦断計画は、表4-3-6に掲げる値以下としてください。

ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、特例値以下とすることができますが、規定値をこえた縦断勾配を用いる場合の制限長は表4-3-7によってください。

また、道路の縦断曲線が変移する箇所には、表4-3-8に掲げる値以上の縦断曲線を設けて、その長さは右欄に掲げる値以上としてください。

表4-3-6 道路縦断勾配

道 路 の 区 分	縦 断 勾 配 (%)		備 考
	規 定 値	特 例 値	
主要幹線街路	5.0	8.0	4種1級 V=60km/h
幹線街路	6.0	9.0	50
補助幹線街路	7.0	10.0	40
区画街路	9.0	12.0	30又は20

表4-3-7 縦断勾配の特例値における制限長

縦 断 勾 配	制 限 長 (m)			
	主要幹線街路	幹線街路	補助幹線街路	区画街路
5%をこえ6%以下	500			
6	400	500		
7	300	400	400	
8		300	300	
9			200	100
10				50

表4-3-8 縦断曲線

道 路 の 区 分	縦 断 勾 配 (m)		縦断曲線の長さ (m)
	凸形曲線	凹形曲線	
主要幹線街路	1,400	1,000	50
幹線街路	800	700	40
補助幹線街路	450	450	35
区画街路	100	100	20

(6) 階段状の道路（規則第24条第4号）

階段状の道路は、原則として禁止しますが、避難通路や公園緑地等における遊歩道等歩行者専用の通路である場合には、この限りではありません。

ただし、階段形状は、けあげ15cm及び路面幅30cm程度とし、高さ3m上がるごとに1.2m以上の踊り場を設けるものとします。

(7) 袋路状の道路（規則第24条第5号）

道路は通り抜けを原則としますが、やむを得ず袋路状の道路となる場合には当該道路に「天草市道路位置指定取扱要項」の転回広場を設けてください。

なお、道路幅員6m以上の場合は終端のみに転回広場を設けてください。

ただし、転回広場の設置については、次のいずれかに該当する場合においてはこの限

りではありません。

- ① 当該道路幅員が6メートル以上であり、かつ、都市計画法第32条の協議により当該道路が市町村の管理に属することとなる場合。
- ② 当該袋路状の道路の延長が、35m未満である場合。

(8) 舗装（規則第24条第1号）

開発区域内の道路は、原則としてアスファルト・セメントコンクリート舗装又はこれと同等以上で舗装してください。

平成27年6月道路構造令の解説と運用においては以下のとおり解説されています。

車道及び側帯の舗装は、舗装材の材質を問わず国土交通省の定める基準「車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令」（平成13年度国土交通省令第103号）における所要の性能規定を満足する構造を基本とします。

舗装構造が有すべき性能のうち、「舗装の構造に関する技術基準」（平成13年度6月29日都市・地域整備局長・道路局長通達）において必須の性能指標として疲労破壊に対する耐久性、わだち掘れに対する抵抗力、路面の平坦性が、また雨水を道路の路面上に浸透させることができる構造の場合は雨水等の浸透能力を追加した性能指標が定められています。

「舗装の構造に関する技術基準・同解説」、「舗装設計施工指針」、「排水性舗装技術指針（案）」（（社）日本道路協会）を参考にするとよいです。

なお、道路管理者に帰属する道路は道路管理者と協議を行い舗装構造を決定してください。

また、構造令全面改訂まで取り扱われていました旧舗装要綱の道路種別による交通区分を参考に示します。

参考表 旧舗装要綱：道路種別による交通区分

道 路 の 種 別	交 通 量 の 区 分			備考 （大型車の計画交通量 1日1方向台/日）
	セメントコンクリート舗装	アスファルト舗装	簡易舗装	
主要幹線街路	C交通	C交通		1,000以上3,000未満
通過交通が主となる幹線街路	B交通	B交通		250以上1,000未満
区域内交通が主となる幹線街路	A交通	A交通		100以上 250未満
補助幹線街路	L交通	L交通	(A相当)	100未満
区画街路			(A相当)	100未満

(9) 交通安全施設

道路が、がけや水路等に接している場合や屈曲部で必要と認められる場合は、ガードレール、カーブミラー、照明灯等適当な交通安全施設を設けてください。

ア 次に掲げる道路の区間には、車両の路外逸脱防止や歩行者自転車等の安全な通行を確保するため原則として防護柵を設置してください。

なお、防護柵の種別形式の選定及び設置方法については、（社）日本道路協会の「防護柵の設置基準・同解説」を参照すること。

- ① 車両乗員に被害を及ぼすおそれがあると考えられる路側高さが2m以上の区間。
- ② 道路が、がけ、沼、河川及び水路等に近接している区間で必要と認められる区間。
- ③ 道路が鉄道または他の道路と5m以内に接近している区間。
- ④ 曲線半径が300m以下の道路で、前後の線形を考慮した上で必要と認められる区間。
- ⑤ 4%を超える下り勾配の道路で、必要と認められる区間。
- ⑥ 変形交差の道路で必要と認められる区間。
- ⑦ 橋梁、高架等の前後又は橋脚等の附近で特に必要と認められる区間。
- ⑧ 歩行者等を車両より保護するために必要な区間。
- ⑨ 歩行者の横断防止のために必要な区間。
- ⑩ 歩行者の路外への転落を防止するために必要な区間。

イ 道路照明については、「道路照明施設設置基準・同解説」（（社）日本道路協会）、「道路の移動円滑化整備ガイドライン」（（財）国土技術研究センター）を参照する

こと。

ウ 道路標識及び区画線等の設置については、道路法第45条及び道路交通法第9条に規定されており、その様式は「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定められています。

開発区域内の道路においても、道路標識区画線等の設置については、設置義務者と協議しなければなりません。

(10) **道路排水施設** (規則第24条第2号)

道路には、雨水等を有効に排出するため必要な側溝、街渠その他の適当な施設を設けなければなりません。

道路側溝は、原則としてU型側溝（側溝断面は300×300mm以上）を両側に設けてください。

なお、雨水等を有効に排出できると認められる場合は、片側をL型側溝とすることができます。